



令和5年2月17日

担当課	管財課
担当者	鯨・久保田
電話	(073) 435-1032
内線	2506

拾得物の取扱いについてご報告

この度、市役所本庁舎1階の総合案内における拾得物の事務手続きに当たり、拾得者が拾得物受理書に報労金等について放棄しない旨を記したにも関わらず、遺失者に拾得者の情報を伝えることができないという事案が発生しました。今後、拾得物の運用マニュアルを見直すとともに職員への教育を徹底し、再発防止に努めてまいります。

1 事案の概要

(1) 令和4年9月13日(火)

- ・ 拾得者が本庁舎1階男子トイレに現金の入ったビニール袋を見つけ総合案内に届けた。
- ・ 職員は、拾得者と共に現金を数え確認し、拾得者は拾得物受理書に報労金等は放棄しない旨を記した。
- ・ 拾得物が届いてから程なくして遺失者が現れ、職員は現金と共にビニール袋に入っていた紙により本人であることが確認できたため拾得物を引渡した。その際、遺失者に拾得者の情報を伝えていない。

(2) 令和4年12月14日(水)

- ・ 拾得物の届出から3か月経過し、拾得者から連絡があり今回の件が判明した。

2 発生原因

- ・ 総合案内においては、以前から拾得物の事務手続きに当たり受領書の作成を行っていなかった。
- ・ 拾得者に対して拾得物受理書の控えを交付しておらず、また個人情報の観点から拾得物受理書の原本は処分していた。

3 改善点

- ・ 遺失者に現金又は貴重品の引渡しをする場合は、受領書の作成を行う。
- ・ 拾得者に拾得物受理書の控えを交付する。
- ・ 拾得物受理書を保存する。
- ・ 現金又は貴重品の拾得物の対応については、複数の職員で情報を共有する。